

小学校音楽科

1 改訂の趣旨

- 表現領域（「歌唱」、「器楽」、「音楽づくり」の三分野）、鑑賞領域及び〔共通事項〕で内容を構成する。
- 「音楽づくり」では、音の面白さに気付くとともに、音を音楽へと構成する音楽の要素や音楽の仕組みの面白さに触れるようにする。
- 鑑賞領域では、音楽を特徴付けている要素や音楽の仕組みを聴き取る力を育て、それによって音楽の面白さやよさ、美しさを感じ取ることができるようにする。
- 唱歌や民謡、郷土に伝わるうたについて、更に取り上げられるようにするとともに、歌唱共通教材の扱いについて充実を図る。
- 斉唱や簡単な合唱・合奏など全員で一つの音楽をつくっていく体験を通して、協同する喜びを感じたりする指導を重視する。

2 改訂の要点

(1) 目標

ア 教科目標（今回の改訂では、変更していない）

表現及び鑑賞の活動を通して、音楽を愛好する心情と音楽に対する感性を育てるとともに、音楽活動の基礎的な能力を培い、豊かな情操を養う。

イ 学年の目標

	第1学年及び第2学年	第3学年及び第4学年	第5学年及び第6学年
(1)	楽しく音楽にかかわり、音楽に対する興味・関心を持ち、音楽経験を生かして生活を明るく潤いのあるものにする態度と習慣を育てる。	進んで音楽にかかわり、音楽活動への意欲を高め、音楽経験を生かして生活を明るく潤いのあるものにする態度と習慣を育てる。	創造的に音楽にかかわり、音楽活動への意欲を高め、音楽経験を生かして生活を明るく潤いのあるものにする態度と習慣を育てる。
(2)	基礎的な表現の能力を育て、音楽表現の楽しさに気付くようにする。	基礎的な表現の能力を伸ばし、音楽表現の楽しさを感じ取るようにする。	基礎的な表現の能力を高め、音楽表現の喜びを味わうようにする。
(3)	様々な音楽に親しむようにし、基礎的な鑑賞の能力を育て、音楽を味わって聴くようにする。	様々な音楽に親しむようにし、基礎的な鑑賞の能力を伸ばし、音楽を味わって聴くようにする。	様々な音楽に親しむようにし、基礎的な鑑賞の能力を高め、音楽を味わって聴くようにする。

(2) 内容

ア 内容構成の改善

表現及び鑑賞の2領域で構成しつつ、表現及び鑑賞に関する能力を育成する上で共通に必要な〔共通事項〕を新たに設けている。

イ 〔共通事項〕の新設

〔共通事項〕は、音楽を特徴付けている要素や、音楽の仕組みを聞き取り、それらの働きが生み出すよさ面白さ、美しさなどを感じ取ること、「音符、休符、記号や音楽にかかわる用語」を音楽活動を通して理解することを示している。

ウ 歌唱共通教材の充実

歌唱共通教材については、取り扱う楽曲数を各学年とも増加している。

エ 音楽づくりについて

音遊びや即興的に表現することを通して音の面白さに気付いたり、音楽づくりの様々な発想をもったりすることを重視するなどの内容の改善を図っている。

オ 鑑賞教材における我が国の音楽の充実

鑑賞教材選択の観点について、これまでの第5学年及び第6学年に位置付けていた我が国の音楽を第3学年及び第4学年にも新たに位置付けている。

カ 言語活動の充実

鑑賞領域の各学年の内容に、感じ取ったことを言葉で表すなどの活動を位置付け、楽曲や演奏の楽しさに気が付いたり、楽曲の特徴や演奏のよさに気が付いたり理解したりする能力が高まるよう改善を図っている。

3 新学習指導要領の全面実施に向けた授業づくり

- ア [共通事項]は、そのみを扱うのではなく、表現及び鑑賞の各活動の中で扱うこと。
- イ 鑑賞領域と表現領域の指導内容との関連が明確になるようにすること。
- ウ 音楽づくりでは、音を音楽に構成する過程を大切にし、[共通事項]に示す音楽の仕組みを手がかりにして、児童が思いや意図をもって音楽をつくるようにすること。
- エ 音楽学習が児童の生活とかかわりのあるものとなるように、児童が身の回りの音に親しむようにし、児童の生活の中でよく耳にする音や音楽とのかかわりを大切にすること。

4 学習指導要領の改訂に伴う移行措置

平成21年度から平成22年度までの第1学年から第6学年までの音楽の指導に当たっては、現行小学校学習指導要領の規定にかかわらず、その全部又は一部について新小学校学習指導要領の規定によることができる。

ただし、歌唱共通教材については、必ず新小学校学習指導要領の規定によることとしている。歌唱共通教材については、第1学年から第4学年までは4曲すべてを取り扱うこととし、第5学年及び第6学年は4曲中3曲を含めて取り扱うこと。

[資料] 内容の構成について

	新	現行
A 表 現	(1)歌唱の活動を通して、次の事項を指導する。 ア 聴唱・視唱すること イ 音楽を感じ取って歌唱の表現をすること ウ 楽曲に合った表現をすること エ 声を合わせて歌うこと (2)器楽の活動を通して、次の事項を指導する。 ア 聴奏・視奏すること イ 音楽を感じ取って器楽の表現を工夫すること ウ 楽曲に合った表現をすること エ 音を合わせて演奏すること (3)音楽づくりの活動を通して、次の事項を指導する。 ア 音の様々な特徴に気付くこと(低学年) 音楽づくりのための発想をもち即興的に表現すること(中学年及び高学年) イ 音を音楽へと構成すること (4)表現材料は次に示すものを取り扱う。 ア 歌唱教材選択の観点 イ 器楽教材選択の観点 ウ 歌唱共通教材	(1)音楽を聴いたり楽譜を見たりして演奏できるようにする。 ア、イの2事項。ただし、「楽譜を見たりして」は第3学年以降に示す。 (2)曲想や音楽を特徴付けている要素を感じ取って、工夫して表現できるようにする。 第1、2学年でア、イ、ウの3事項。第3～6学年でア、イの2事項。第1、2学年では「曲想」でなく「楽曲の気分」とする。 (3)歌い方や楽器の演奏の仕方を身に付けるようにする。 ア、イの2事項。 (4)音楽をつくって表現できるようにする。 ア、イの2事項。 (5)表現教材は次に示すものを取り扱う。 ア、イ、ウの3事項。ウでは歌唱共通教材を示す。
B 鑑 賞	(1)鑑賞の活動を通して、次の事項を指導する。 ア 楽曲を全体にわたり感じ取ること イ 楽曲の構造を理解して聴くこと ウ 楽曲の特徴や演奏のよさを理解すること (2)鑑賞教材は次に示すものを取り扱う。 ア、イ、ウともに鑑賞教材選択の観点	(1)音楽を聴いてそのよさや美しさを感じ取るようにする。 ア、イ、ウの3事項。第1、2学年では「美しさ」ではなく「楽しさ」とし、第5、第6学年では「感じ取る」ではなく、「味わう」とする。 (2)鑑賞教材は次に示すものを取り扱う。 ア、イ、ウの3事項。
共 通 事 項	(1)「A表現」及び「B鑑賞」の指導を通して、次の事項を指導する。 ア 音楽を形づくっている要素を聴き取ることとその働きを感じ取ること イ 音符、休符、記号や音楽にかかわる用語を理解すること	